

福岡県公報

平成23年2月4日
第 3 2 1 5 号

目 次

告 示 (第255号 - 第275号)

土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 1
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 7
道路の区域の変更	(道路維持課) 7
道路の供用の開始	(道路維持課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の供用の開始	(道路維持課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) 9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 9
福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)10
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)10
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)10
土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)10
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)12
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)13
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)13

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)13
土地改良事業の変更の協議の適否決定	(農村整備課)14
公安委員会		
交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)14
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)14
正 誤		
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (平成23年1月福岡県告示第192号) 中正誤	17
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (平成23年1月福岡県告示第193号) 中正誤	17
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (平成23年1月福岡県告示第196号) 中正誤	17
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (平成23年1月福岡県告示第198号) 中正誤	17

告 示

福岡県告示第255号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小金丸谷	糸島市志摩小金丸 (別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
小金丸川	糸島市志摩小金丸 (別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流

西の田川	糸島市志摩小金丸（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
親山谷(1)	糸島市志摩小金丸（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
親山川	糸島市志摩小金丸（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
尺シオ谷	糸島市志摩師吉（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
藤穴谷	糸島市志摩師吉（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
水上谷(2)	糸島市志摩師吉（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
籠門川	糸島市志摩師吉（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
水上谷(1)	糸島市志摩師吉（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
師吉川	糸島市志摩師吉（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
相川	糸島市志摩小富士（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
相川谷	糸島市志摩小富士（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
小富士沢	糸島市志摩小富士（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
餅田川	糸島市志摩小富士（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
小富士谷(1)	糸島市志摩小富士（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
小富士谷(2)	糸島市志摩小富士（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
殿山川 - 3	糸島市志摩御床（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流

殿山川 - 2	糸島市志摩御床（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
殿山川 - 1	糸島市志摩御床（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
東貝塚谷(5)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
東貝塚谷(4)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
東貝塚谷(3)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
東貝塚谷(2)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
東貝塚谷(1)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
姫島谷	糸島市志摩姫島（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
西小金丸(a)	糸島市志摩小金丸（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西屋敷	糸島市志摩小金丸（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金丸 - 2	糸島市志摩小金丸（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小金丸 - 1	糸島市志摩小金丸（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(g) - 2	糸島市志摩師吉（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(g) - 1	糸島市志摩師吉（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(d)	糸島市志摩師吉（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(c)	糸島市志摩師吉（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

師吉(a)	糸島市志摩師吉（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷	糸島市志摩師吉（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(e)	糸島市志摩師吉（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(j)	糸島市志摩師吉（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(f) - 2	糸島市志摩師吉（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
師吉(f) - 1	糸島市志摩師吉（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道日木(a)	糸島市志摩小富士（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相川(e)	糸島市志摩小富士（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相川(d)	糸島市志摩小富士（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相川(c)	糸島市志摩小富士（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相川(b)	糸島市志摩小富士（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小富士(b)	糸島市志摩小富士（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小富士 - 2	糸島市志摩小富士（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小富士 - 1	糸島市志摩小富士（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
相川(a)	糸島市志摩小富士（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西の浦	糸島市志摩小富士（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

小富士(a)	糸島市志摩小富士（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御床(e)	糸島市志摩御床（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御床(a)	糸島市志摩御床（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺山(b)	糸島市志摩久家（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺山(a)	糸島市志摩久家（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西原(b) - 2	糸島市志摩久家（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西原(b) - 1	糸島市志摩久家（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西原(a)	糸島市志摩久家（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久家(i)	糸島市志摩久家（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久家(a)	糸島市志摩久家（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久家(f)	糸島市志摩久家（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久家(c)	糸島市志摩久家（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久家(g)	糸島市志摩久家（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久家(b)	糸島市志摩久家（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東貝塚(e)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東貝塚(b)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

東貝塚(a)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
姫島	糸島市志摩姫島（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東浜 - 4	糸島市志摩姫島（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東浜 - 3	糸島市志摩姫島（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東浜 - 2	糸島市志摩姫島（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東浜 - 1	糸島市志摩姫島（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
姫島小学校	糸島市志摩姫島（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小富士	糸島市志摩小富士（別紙図面74に示す区域のとおり）	地すべり

備考 別紙図面 1 から74までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県福岡県土整備事務所及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小金丸谷	糸島市志摩小金丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

親山川	糸島市志摩小金丸（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
尺シオ谷	糸島市志摩師吉（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
藤穴谷	糸島市志摩師吉（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
水上谷(2)	糸島市志摩師吉（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
水上谷(1)	糸島市志摩師吉（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
師吉川	糸島市志摩師吉（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
相川	糸島市志摩小富士（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
相川谷	糸島市志摩小富士（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
小富士沢	糸島市志摩小富士（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
餅田川	糸島市志摩小富士（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
小富士谷(1)	糸島市志摩小富士（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり

小富士谷(2)	糸島市志摩小富士（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
殿山川 - 3	糸島市志摩御床（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
殿山川 - 2	糸島市志摩御床（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
殿山川 - 1	糸島市志摩御床（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
東貝塚谷(5)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
東貝塚谷(4)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
東貝塚谷(3)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
東貝塚谷(2)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
東貝塚谷(1)	糸島市志摩東貝塚（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
姫島谷	糸島市志摩姫島（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
西小金丸(a)	糸島市志摩小金丸（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり

西屋敷	糸島市志摩小金丸（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
小金丸 - 2	糸島市志摩小金丸（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
小金丸 - 1	糸島市志摩小金丸（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
師吉(g) - 2	糸島市志摩師吉（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
師吉(g) - 1	糸島市志摩師吉（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
師吉(d)	糸島市志摩師吉（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
師吉(c)	糸島市志摩師吉（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
師吉(a)	糸島市志摩師吉（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
谷	糸島市志摩師吉（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
師吉(e)	糸島市志摩師吉（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
師吉(i)	糸島市志摩師吉（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり

師吉(f) - 2	糸島市志摩師吉 (別紙図面35に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
師吉(f) - 1	糸島市志摩師吉 (別紙図面36に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
道日木(a)	糸島市志摩小富士 (別紙図面37に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
相川(e)	糸島市志摩小富士 (別紙図面38に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
相川(d)	糸島市志摩小富士 (別紙図面39に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
相川(c)	糸島市志摩小富士 (別紙図面40に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
相川(b)	糸島市志摩小富士 (別紙図面41に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
小富士(b)	糸島市志摩小富士 (別紙図面42に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
小富士 - 2	糸島市志摩小富士 (別紙図面43に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
小富士 - 1	糸島市志摩小富士 (別紙図面44に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
相川(a)	糸島市志摩小富士 (別紙図面45に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり

西の浦	糸島市志摩小富士 (別紙図面46に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
小富士(a)	糸島市志摩小富士 (別紙図面47に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
御床(e)	糸島市志摩御床 (別紙図面48に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
御床(a)	糸島市志摩御床 (別紙図面49に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
寺山(b)	糸島市志摩久家 (別紙図面50に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
寺山(a)	糸島市志摩久家 (別紙図面51に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
西原(b) - 2	糸島市志摩久家 (別紙図面52に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
西原(b) - 1	糸島市志摩久家 (別紙図面53に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
西原(a)	糸島市志摩久家 (別紙図面54に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
久家(i)	糸島市志摩久家 (別紙図面55に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
久家(a)	糸島市志摩久家 (別紙図面56に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり

久家(f)	糸島市志摩久家 (別紙図面57に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
久家(c)	糸島市志摩久家 (別紙図面58に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
久家(g)	糸島市志摩久家 (別紙図面59に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
久家(b)	糸島市志摩久家 (別紙図面60に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
東貝塚(e)	糸島市志摩東貝塚 (別紙図面61に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
東貝塚(b)	糸島市志摩東貝塚 (別紙図面62に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
東貝塚(a)	糸島市志摩東貝塚 (別紙図面63に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
姫島	糸島市志摩姫島 (別紙図面64に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
東浜 - 4	糸島市志摩姫島 (別紙図面65に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
東浜 - 3	糸島市志摩姫島 (別紙図面66に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
姫島小学校	糸島市志摩姫島 (別紙図面67に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から67までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡

県福岡県土整備事務所及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第257号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	藤田日吉町線	前	久留米市西町1193番5先から 久留米市西町1195番8先まで	10.8 ~ 11.7	43.5
			後	同上	12.5 ~ 13.2	

福岡県告示第258号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2979番1先から うきは市浮羽町妹川2977番9先まで	6.7 ~ 7.0	44.0
			後	同上	7.0 ~ 8.0	

福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八香女春線	うきは市浮羽町妹川2979番1先から うきは市浮羽町妹川2977番9先まで

福岡県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	荒木停車場線	前	久留米市荒木町荒木2054番1先から 久留米市荒木町荒木6102番先まで	8.4 ~ 10.8	24.5
			後	同上	8.4 ~ 12.0	

福岡県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宮田竹線	前	鞍手郡小竹町大字新多1463番1先から 鞍手郡小竹町大字勝野1905番10先まで	8.0 ~ 18.0	587.0
			後	同上	9.8 ~ 18.0	
飯塚	県道	飯塚山線	前	飯塚市柏の森539番5先から 飯塚市柏の森532番7先まで	7.4 ~ 36.4	96.8
			後	同上	7.4 ~ 36.4	

飯塚	県道	口ノ原 稲築線	前	飯塚市大門223番1先から 飯塚市大門223番1先まで	12.0 ～ 17.0	14.3
			後	同上	12.4 ～ 17.4	

福岡県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年2月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚山田線	飯塚市柏の森539番5先から 飯塚市柏の森532番7先まで
飯塚	口ノ原稲築線	飯塚市大門223番1先から 飯塚市大門223番1先まで

福岡県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第632号岡垣都市計画下水道事業岡垣公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

岡垣町

2 都市計画事業の種類及び名称

岡垣都市計画下水道事業岡垣公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年3月2日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年福岡県告示第632号の事業地に岡垣町大字吉木字浜山、字浜添、字池尻、字内田、字出口、字中添、字ユルギ、字久保、字新兵衛下、字深道、字中曾根、字菟ヶ坂、大字黒山字楠ヶ久保、字宇土、字椎黒、字道中畑、字宇田、字宇田ノ下、字上ノ寺、字松ヶ下、字池ノ尻、字蔵、字蒔崎、字和田、字神田、字一丁田、字北分、字二反代、字沖、大字山田字イシキ、大字糠塚字高丸、字友田、大字高倉字花木、字合ノ元、字中縄手、字相園、字立田、字松原口、字東田、字中村、字関前、字御下、字染田、野間南、吉木東一丁目大字戸切字男石、字畑、字河原田、字百合野、字上畑、字河内の一部及び大字黒山字小崎の全部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第264号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ぱーそなるケア

(2) 代表者の氏名

中島 新助

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市納楚344番地 8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、健康増進および介護福祉に関する事業を行い、市民の健康づくりおよび社会保障などの公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第265号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
507	北九州市八幡西区筒井町15番1号 社団法人 北九州市食品衛生協会八幡西支所	北九州市八幡西区筒井町15番1号 社団法人 北九州市食品衛生協会八幡西支所	平成23年1月18日

福岡県告示第266号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
水分西部土地改良区	平成23年1月24日

福岡県告示第267号

解散した清算法人水分西部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
田中尚敏	久留米市田主丸町豊城587番地
田中一	朝森622番地1
田中恒幸	豊城668番地
田中博之	野田1593番地2の1
上村清治	豊城1157番地
大内田安彦	朝森506番地
稲吉茂	恵利786番地
草野健一	上原524番地1
古賀隆	850番地、851番地合併
古賀直行	1090番地2
林田勲雄	豊城1555番地

福岡県告示第268号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
社会福祉法人多々良福祉会
- 2 事業の種類
障がい者支援施設「たいようの里」駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市東区名子一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人多々良福祉会は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成22年度補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、社会福祉法人多々良福祉会が福岡市東区名子一丁目地内において、障がい者支援施設「たいようの里」（以下「本施設」という。）に隣接する土地を取得し、既存の駐車場における緊急車両進入路の確保、車椅子対応駐車場の増設、車両の安全な運行及び利用者の通行のための空間を確保するための区画等の見直し等に併せて、利用者の安全に配慮した駐車場を整備するものである。

本施設は、福岡県下唯一の施設入所支援施設として、また機能訓練、生活介護通所施設等として、福岡市東区全域の障害者福祉の中核的な役割を担っている。

しかし、多様な障害者支援サービスのニーズの高まりを受け、駐車場敷地内に平成22年1月、福祉ホームを開設したことに加え、通所施設利用者の増加に伴って、送迎のための駐車場の利用台数が増加している。このため、駐車場が不足することにより駐車場で駐車待ちの車両が発生し、特に利用者が駐車場から施設へ歩行や車椅子による移動、通行の際に危険な場面も生じるなど、利用者の施設利用に支障が生じている。また、施設に面する一般道に路上駐車及び駐車場待ちの車両等が発生することもあり、地域住民の生活環境の障害ともなっていることから、早急な駐

車場整備が必要不可欠な状況となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、本施設利用者の利便性及び安全性が大幅に向上するとともに、路上駐車及び駐車場待ちの車両等による交通障害の解消、地域住民の生活環境の改善等、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び周知の埋蔵文化財は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、本施設に隣接し、利便性に優れ、用地取得は必要最小限とすることを前提に3案について検討を行い、社会的、技術的、経済的に最も優れる案を採用していると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、本施設利用者の施設利用に支障が生じ、路上駐車及び駐車場待ちの車両等による交通障害が発生していること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、社会福祉法人多々良福祉会から申請のあった障がい者支援施設「たいようの里」駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定

をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市東区役所（総務課）

福岡県告示第269号

中伊田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
宮村 信夫	田川市大字伊田1242番地
島田 嘉津彦	" 1757番地
植田 周平	" 1025番地
内藤 博美	" 1050番地
藤井 操	" 1310番地
林田 信好	" 1748番地2
武田 憲政	" 3631番地1
中山 廣秋	" 928番地

2 退任監事

氏名	住所
宮村 新作	田川市大字伊田1273番地2
有田 幸藏	" 1369番地1
原 登美子	" 1112番地3
有田 正春	" 3807番地5

3 就任理事

氏名	住所
----	----

宮村 信夫	田川市大字伊田1242番地
林田 信好	" 1748番地2
植田 周平	" 1025番地
内藤 博美	" 1050番地
藤井 操	" 1310番地
有田 正春	" 3807番地5
武田 憲政	" 3631番地1
繁内 泰汎	" 1828番地

4 就任監事

氏名	住所
有田 幸藏	田川市大字伊田1369番地1
植田 英樹	" 926番地

福岡県告示第270号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江駅北二丁目434番1から434番18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市前原西五丁目1番31号

株式会社 へいせい

代表取締役 西原 幸作

福岡県告示第271号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町別府北四丁目650番1並びに大字別府字飯町650番4並びにこれらの区域内の道路である町有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡志免町別府一丁目23番33号
牛房 洋

福岡県告示第272号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年2月28日農林水産省告示第270号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第273号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和33年9月18日農林省告示第688号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第274号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月2日農林水産省告示第1569号（1、2、4及び5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成23年1月25日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年2月4日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宗像市	芋の浦（上）地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成23年2月4日から 平成23年3月7日まで	宗像市役所

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成23年2月4日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県門司警察署の部白野江駐在所の項中「白野江3丁目1番1号」を「白野江2丁目13番3号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年2月5日から施行する。

福岡県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則

」という。）第7条の規定により公示する。

平成23年2月4日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- 雑踏警備業務1級
- 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年5月10日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成23年5月11日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

ア 雑踏警備業務1級

平成23年4月14日（木）から同年4月18日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

イ 雑踏警備業務2級

平成23年4月13日（水）から同年4月15日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

(3) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内(県の休日を除く。)午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・1・26	3211	告 示	192	3			後から 8		ウ	3
			193	4			14		ウ	3
			196	5			後から 7		次のとおりとする。	次のとおりとす。
			198	6			8		ウ	3